

第2期八戸市次世代育成支援行動計画

未来を担う子どもを育てるまちづくり



八 戸 市

は じ め に

当市では、「未来を担う子どもを育てるまちづくり」を基本理念とし、平成17年に「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定するとともに、子どもを「八戸市の宝」として、子育て家庭を地域全体で支援する施策を展開して参りました。

しかしながら、「八戸市次世代育成支援行動計画」の計画期間である10年間で、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、少子高齢化や家族形態の多様化が一層進行している状況にあります。

また、平成23年の東日本大震災が、当市においても生活や経済をはじめ、人々の人生観や価値観にまで計り知れない影響を及ぼしたことにより、家族と過ごす時間や自ら命を守ることの大切さなどが再認識されました。そのような中で、自らがかけがえのない存在であることを、子どもが周囲の愛情の中で実感できるような環境づくりが求められております。

こうした子どもや子育てをめぐる様々な環境の変化や課題に対応し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として、平成24年に「子ども・子育て関連三法」が公布されました。これに基づき、乳幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める新しい仕組みである「子ども・子育て支援新制度」が創設され、平成27年度から施行されることとなっております。

このように大きく変動する社会状況を踏まえ、子育て支援の充実に向けた具体的な取組を推進するため、この度、「第2期八戸市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。

新制度の施行に伴い、子育てを取り巻く環境は、更なる変化を迎えることとなりますが、全ての子どもに質の高い教育と保育を保障することが、私たちの重要な責務であることに変わりはありません。

今後も、当市における未来の担い手となる子どもを安心して生み育てることができ、また、子どもが健やかに育つことができるまちづくりを目指し施策を推進して参りますので、市民の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。



平成27年3月

八戸市長 小林 眞

目 次

第1章 第2期八戸市次世代育成支援行動計画について	
1 計画の趣旨・位置付け	1
2 計画の期間	
3 市の他計画との関係	
第2章 八戸市の現状及び子育てを取り巻く環境	
1 人口等の推移及び子どもと家庭を取り巻く動向	2
2 子育て家庭の状況	6
第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念・基本目標	9
2 施策の体系	11
第4章 具体的施策	
基本目標1 子どもと親の確かな健康づくり	12
基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	13
基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり	14
基本目標4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進	16
基本目標5 地域で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり	18
第5章 子ども・子育て支援事業計画	
1 教育・保育提供区域の設定	20
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策	22
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	29
4 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	33
第6章 計画の推進体制	34
付属資料	35

第1章 第2期八戸市次世代育成支援行動計画について

1 計画の趣旨・位置付け

当市では、全ての子育て家庭、そしてこれから親になる人たちを視野に入れ、未来の八戸市の担い手となる一人一人の子どもが、健やかに育つことができる環境づくりを進めるために、平成17年に「八戸市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

この計画は、前期計画が平成17年度から平成21年度、後期計画が平成22年度から平成26年度の10年間で、これに基づき当市における子育て支援施策の充実を図ってきました。

このような中、平成24年に、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とした「子ども・子育て関連三法」が成立し、乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の充実を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から実施されます。

新制度では、自治体が子ども・子育てに関する事業の利用状況や利用見込みを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定して計画に基づき各事業を実施することとなります。

本計画については、これまで取組を進めてきた「八戸市次世代育成支援行動計画」を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置付けると同時に、「子ども・子育て支援事業計画」の内容を盛り込み、子ども・子育て支援法に基づく計画としても位置付けることにより、当市の子ども・子育て支援施策の総合的かつ計画的な実施を目指します。

2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5か年を前期計画期間とし、平成32年度から平成36年度までの5か年を後期計画期間とします。

3 市の他計画との関係

計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援施策に関連する当市の各分野の計画と整合を図り、計画の推進においては、各計画との連携を考慮しながら、状況の変化に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

上位計画	八戸市総合計画	
関連計画	第2期八戸市次世代育成支援行動計画	・八戸市地域福祉計画 ・健康はちのへ21 ・八戸市食育推進計画 ・八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画
		・八戸市教育振興基本計画 ・八戸市男女共同参画基本計画 ・八戸市障害者福祉計画

第2章 八戸市の現状及び子育てを取り巻く環境

※本章のデータは、平成16年度以前については旧八戸市分を掲載しています。

1 人口等の推移及び子どもと家庭を取り巻く動向

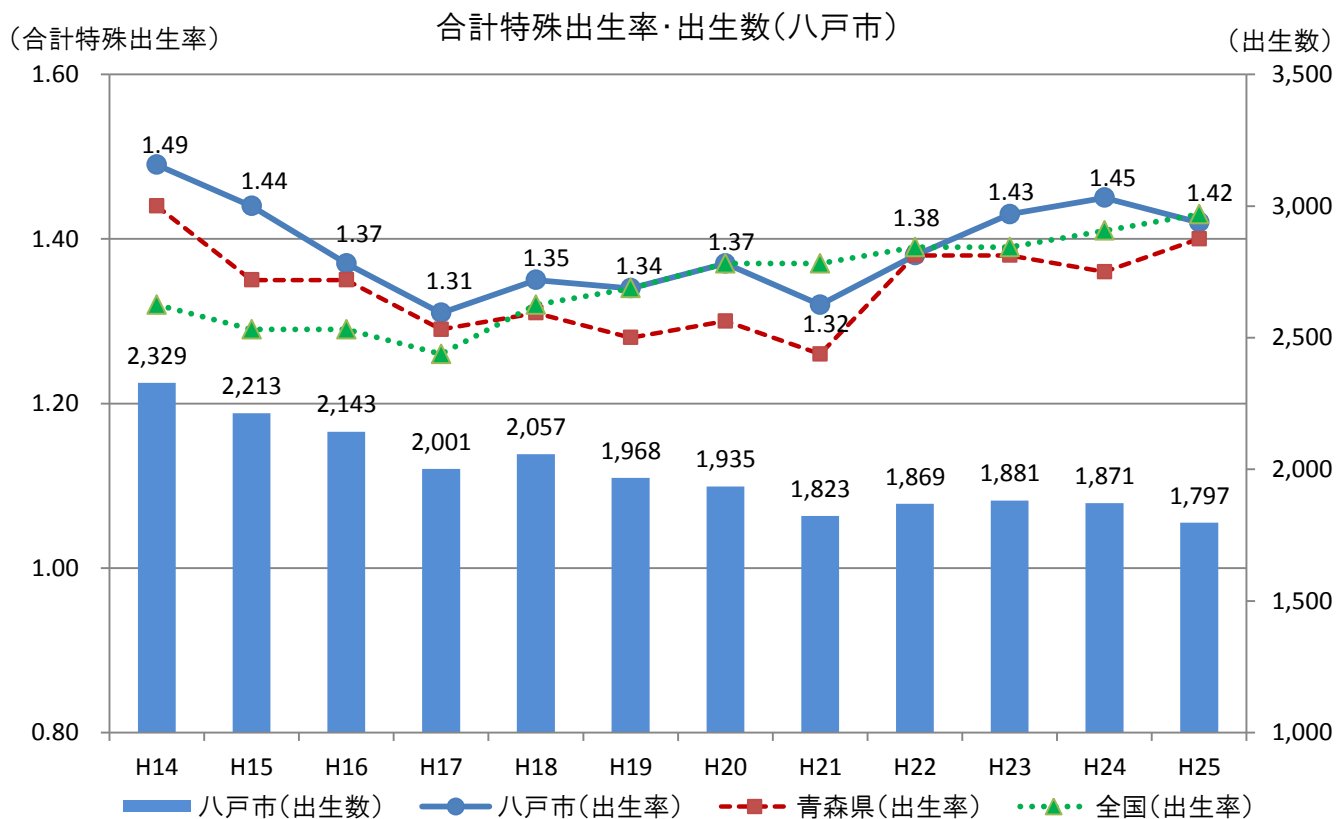
◆合計特殊出生率・出生数

当市の合計特殊出生率（※）は、平成17年に大きく減少し1.31となりましたが、その後は回復傾向にあり、平成25年には1.42まで上昇しています。これは、全国平均や青森県の合計特殊出生率より比較的高い水準にありますが、人口維持に必要とされる水準の2.07には届いておりません。

また、出生数は、平成19年以降2,000人を下回り、平成25年には1,797人となっています。

（※）合計特殊出生率

⇒ 1人の女性が生涯に産む子どもの推定人数。15～49歳の女性が1年間に産んだ子どもの数と年齢別の女性人口を基に推定。



◆人口

当市の人口は、平成7年をピークに減少が続いています。

平成17年には249,530人だった人口が、平成26年には237,776人となっており、9年間で11,754人の減少となっています。

◇当市の人口減少の要因

○自然動態（出生数と死亡数の差）…死亡数が出生数を上回っています。

○社会動態（転入数と転出数の差）…転出超過となっています。

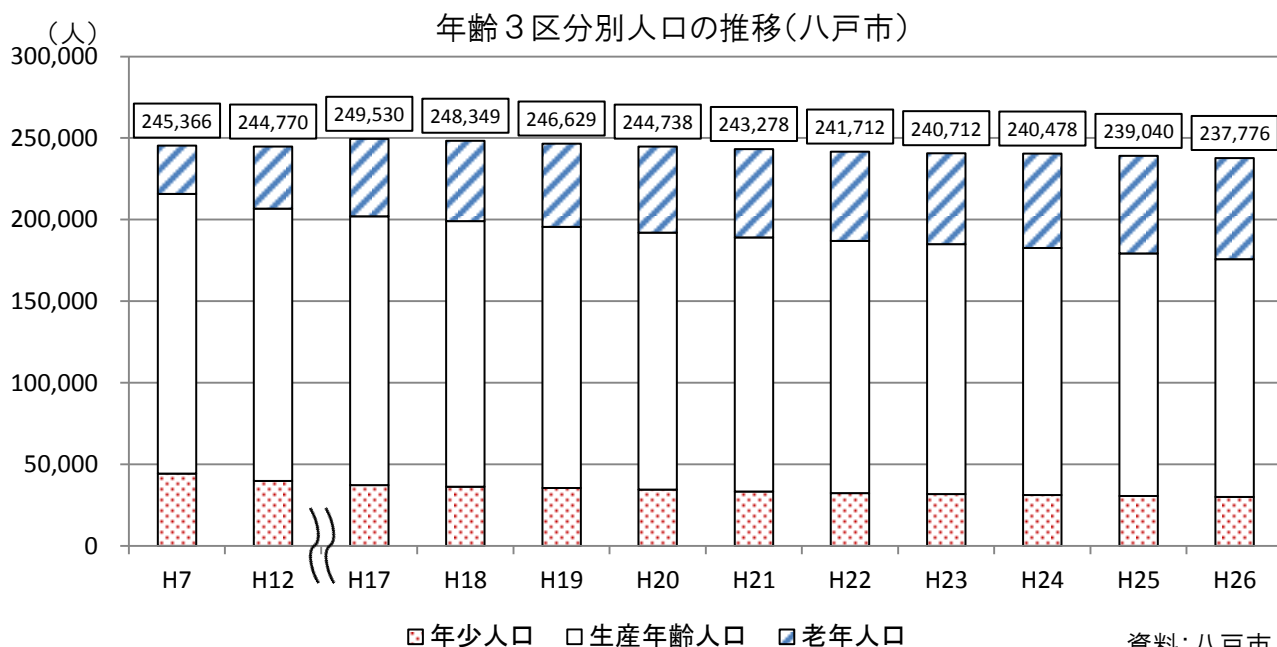
(人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
自然動態 (出生数－死亡数)	△496	△468	△626	△716	△773
社会動態 (転入数－転出数)	△1,087	△353	△259	△839	△544

資料：八戸市

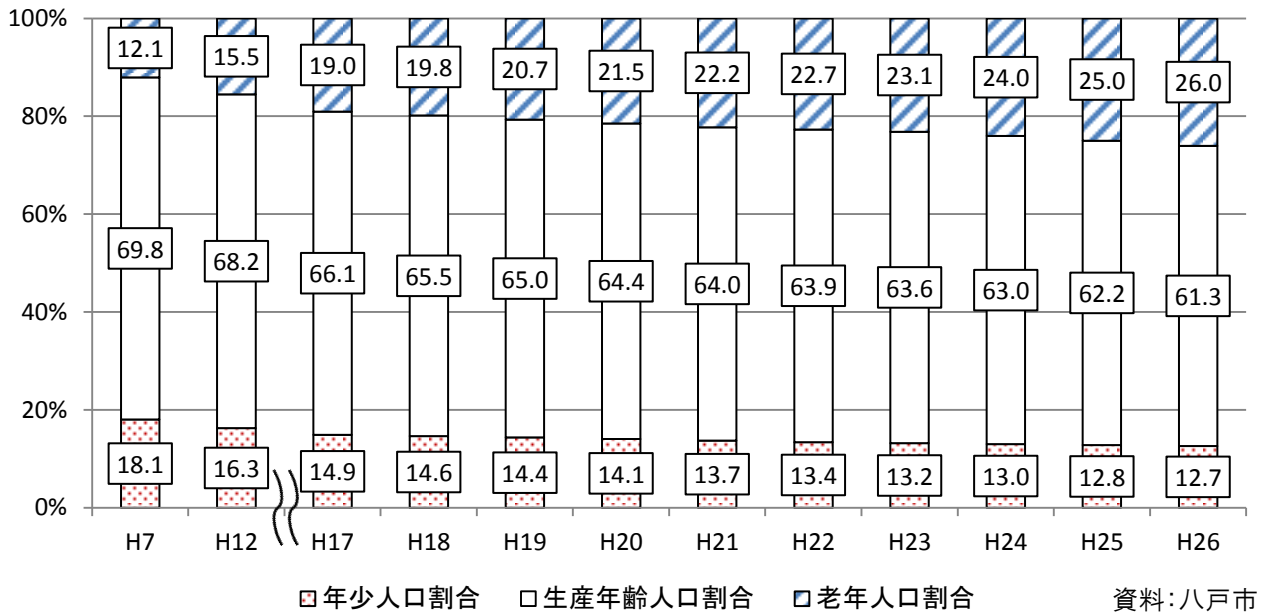
年齢3区分（※）別の人口の推移及び構成をみると、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少を続ける一方、老年人口の割合は年々増加し、平成26年には26％に達しており、少子化と高齢化が同時に進行しています。

- （※）年齢3区分
- ①年少人口：15歳未満人口
 - ②生産年齢人口：15歳以上65歳未満人口
 - ③老年人口：65歳以上人口



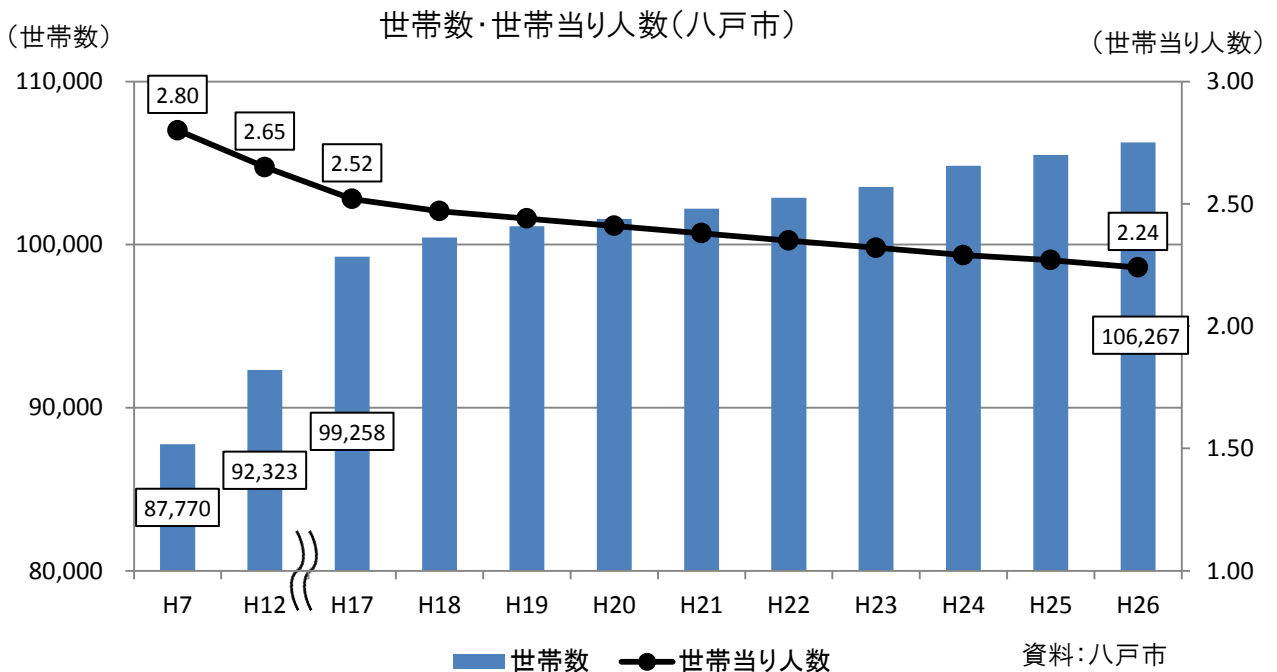
※平成17年は旧南郷村との合併による増

年齢3区分別人口の構成(八戸市)



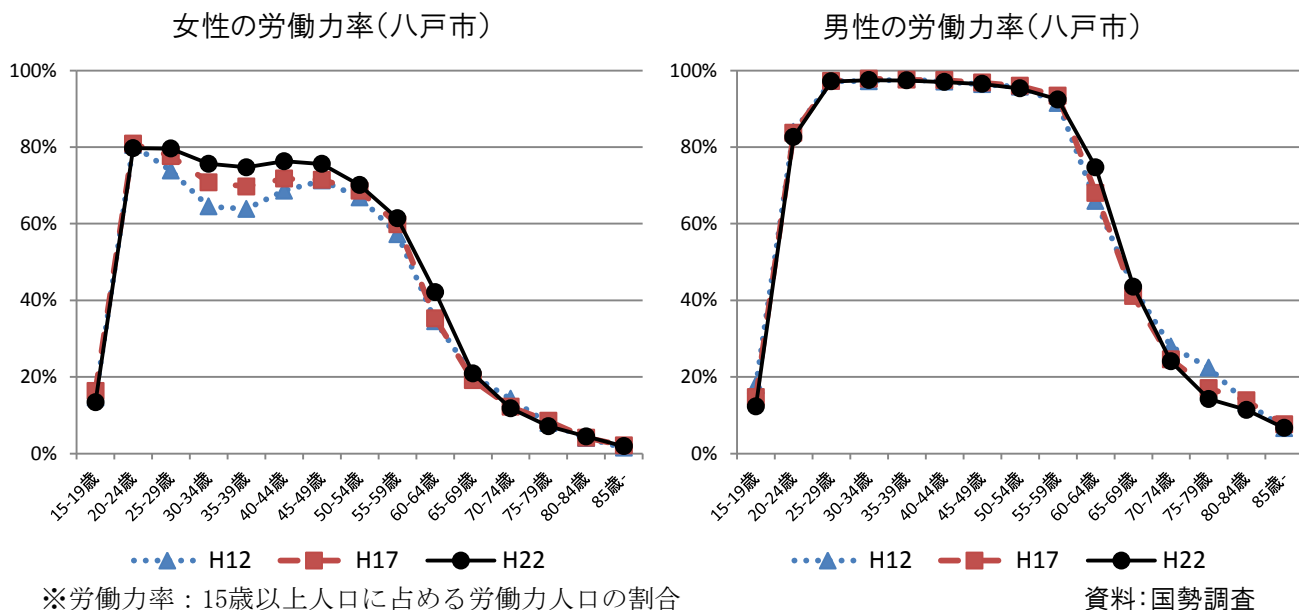
◆世帯数・世帯当り人数

当市の世帯数は年々増加していますが、1世帯当りの人数は平成7年の2.80人から平成26年の2.24人へと大きく減少しており、核家族化が進行しています。



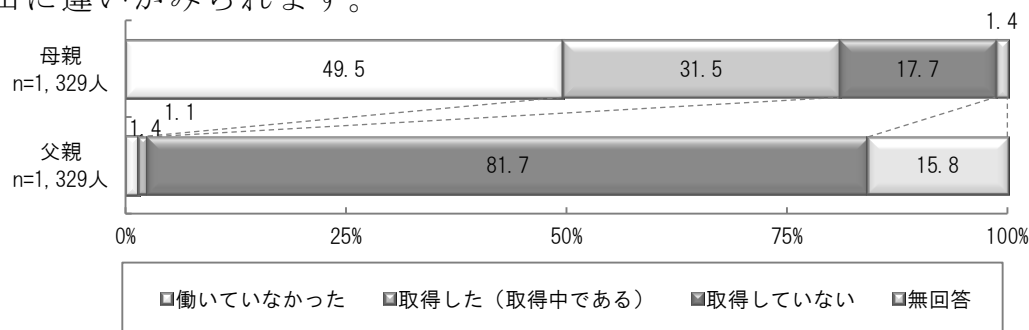
◆女性の労働力率

女性就業者は、結婚や出産により退職し、子育てが一段落してから再び就労する傾向があり、30～40歳代の女性就業者数の減少が顕著となっていることから、年齢別の女性労働力率は「M字カーブ」を描いていますが、平成22年には平成12年に比べ、M字の底が上がり、台形に近づいています。



◆育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況をみると、母親の取得率31.5%に対して、父親の取得率は1.1%と低い状況にあります。育児休業を利用しない理由については、父親と母親で理由に違いがみられます。



	母 親	割合	父 親	割合
1	子育てや家事に専念するため退職した	26.0%	仕事が忙しかった	30.7%
2	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	20.9%	制度を利用する必要がなかった(配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえる等)	29.7%
3	職場に育児休業の制度がなかった	14.0%	収入減となり、経済的に苦しくなる	28.0%
4	収入減となり、経済的に苦しくなる	13.6%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	27.9%
5	仕事が忙しかった	12.3%	配偶者が育児休業制度を利用した	21.0%

資料：八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査(平成25年)

2 子育て家庭の状況（八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査）

（1）ニーズ調査の概要

①ニーズ調査の目的

子ども・子育て支援法の基本理念や子ども・子育ての意義を踏まえて、今後5年間の計画を策定するにあたり、乳幼児及び小学校児童の保育や教育、子育て支援などに関するニーズの把握・分析を行い、当市の現状と今後の課題を整理することを目的として、アンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

②ニーズ調査の実施方法・回答状況

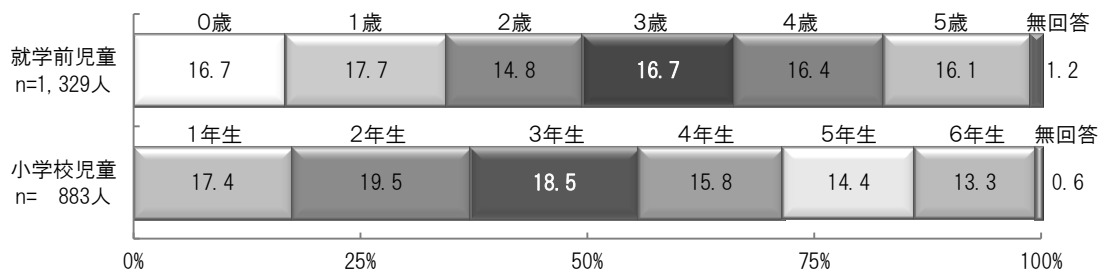
実施時期：平成25年11月1日～平成25年11月16日

調査対象：就学前児童の保護者…3,000人

小学校児童の保護者…2,000人

調査方法：住民基本台帳の中から一定条件のもとで無作為に抽出した児童の保護者に対し、郵送により調査票を配付・回収

③ニーズ調査の回答状況(学齢・学年別)

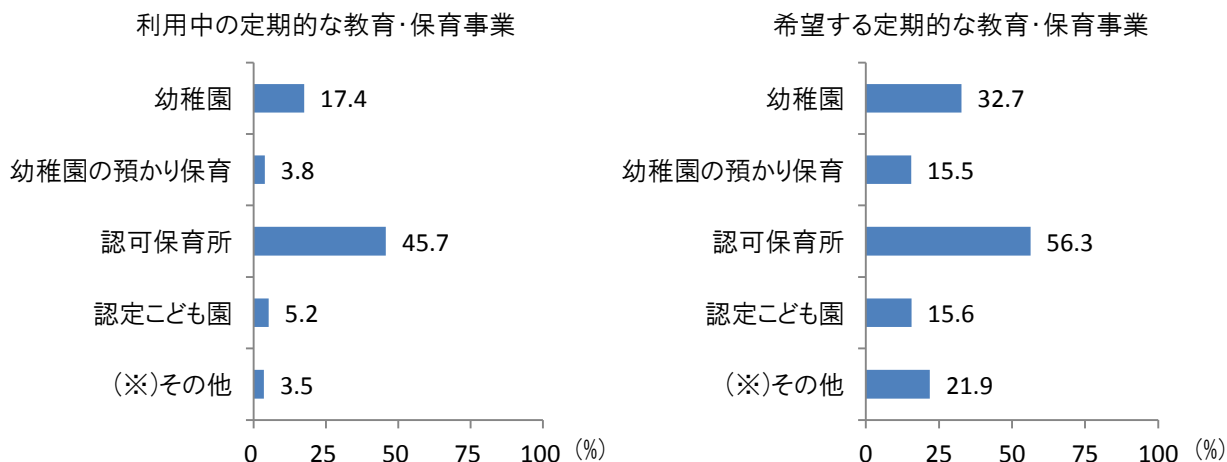


(2) ニーズ調査の分析と課題

課題① ニーズに対応した幼児期の教育・保育事業等のあり方

現在、平日定期的に利用している教育・保育事業と今後の利用希望をみると、幼稚園、保育所、認定こども園など、主に施設型の教育・保育の利用を希望する人が多いことがわかります。

ニーズに対応した幼児期の教育・保育事業等のあり方について対策が必要です。



(※)その他…認可外保育施設、事業所内保育施設、ファミリー・サポート・センター等

課題② 母親の就労状況に配慮した教育・保育事業の運営のあり方

家庭内における主な保育者の状況をみると、就学前児童では「父母ともに」（57.7%）と「主に母親」（39.4%）が大半を占めており、子育てにおいては母親の存在が大きく、小学校児童でも同様の傾向となっています。

また、母親の就労状況をみると、就学前児童では6割以上、小学校児童では7割以上の人々が就労しており、母親の帰宅時間は18～19時台が最も多く、約4割を占めています。

子どもの良質な成育環境を確保しつつ、母親の就労状況に配慮した教育・保育事業の運営について対応することが求められています。

課題③ 周囲の援助が得られない子育て環境にある家庭に対する支援や相談体制のあり方

主な親族等協力者の状況をみると、祖父母や知人等の協力が得られない環境にある子育て家庭は、就学前児童、小学校児童ともに1割を超えています。

また、子育てについて気軽に相談できる相手がいない保護者は、就学前児童で2.9%、小学校児童で8.7%いることから、子育て家庭が孤立することのないよう、支援や相談体制のあり方について対策が必要です。

課題④ 放課後児童に対する事業のあり方

放課後の過ごし方に対する希望をみると、就学前児童（4歳以上のみ）の保護者のうち、43.4%が放課後児童クラブ（学童保育）、9.0%が放課後子ども教室の利用を希望しています。

現在、フルタイム以外で就労している母親のフルタイム就労への転換意向をみると、就学前児童では42.3%、小学校児童でも40.6%の人が希望しており、また、現在就労していない母親の今後の就労希望は、就学前児童、小学校児童ともに6割を超えており、今後、放課後児童に対する事業のニーズが増えていくことが予想されます。

保護者の就労状況に関わらず、小学校児童が安全に充実した放課後を過ごせるよう、事業のあり方について対策が必要です。

【参考】 主な意見・要望等

回答者の意見・要望等を内容ごとに分類すると46項目となり、多岐にわたっています。その中から課題①～④に関連する主な意見・要望等をご紹介します。

課題	項目	意見・要望等の内容
①	認定こども園に関して	親の就労に関わらず、子どもを預けられる認定こども園を増やしてほしい。
②	幼稚園に関して	親が就労していても保育所でなく幼稚園に入りたいが時間的に厳しいものがある。延長保育など柔軟に対応してくれるところがもっとあればと思う。
	育児休業・時短制度に関して	時間短縮勤務の制度もあるが、ほとんど利用している人がいなく、取りにくい。もっと取得しやすい環境にしてほしい。
③	相談体制に関して	転入してきてなかなか子育て相談をできる様な知人、友人が出来ず一人悩む事も多いので、土、日に子育てサロンみたいなのがあればと思います。
	障がい児支援に関して	障がい児でも、からかわれたり、いじめにあったりせず普通の学校で安心して学べるような環境をつくってほしい。
④	放課後の子育て環境に関して	私の仕事が18時までのため、子どもがかぎっこになってしまうのが心配です。私の地域は子どもが多く児童館もいっぱい3年生までとなっています。公民館などで定年された元気なおじいちゃん、おばあちゃんなどと放課後を過ごせたりできればと思います。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念・基本目標

(1) 計画の基本理念

未来を担う子どもを育てるまちづくり

本計画では、近年の子ども・子育てをめぐる社会状況などを踏まえながら、当市における課題の解決を図るため、「八戸市次世代育成支援行動計画」の考え方を継承し、「未来を担う子どもを育てるまちづくり」を基本理念として、市民、関係団体、行政の協働のもと、計画の推進と施策の展開を図ります。

環境や地域文化に恵まれた八戸市で、安心して子どもを生み育てることができ、未来の八戸市を担う一人一人の子どもが健やかに成長し、さらに子育て家庭のみならず、地域の人々がともに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちづくりを目指します。

(2) 計画の基本目標

基本目標1 子どもと親の確かな健康づくり

具体的施策(1) 子どもと親の健康の確保・増進

安心して妊娠・出産に臨み、子どもを健やかに育てていくことができるよう、各種健診や戸別訪問、相談等を実施し、子どもと親の健康の確保及び増進を図ります。

具体的施策(2) 食育・保健対策の充実

成長段階に応じた「食育」の推進、肥満や生活習慣病の予防に取り組み、次代の親となる思春期の子どもが心身ともに健全に育つよう、保健対策の充実を図ります。

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図ります。

具体的施策(2) 幼児教育の充実

幼児期の発達に応じた教育・保育が行われ、子どもが円滑に小学校へ入学できるよう、施設及び保護者への支援を行うとともに、教育・保育施設及び小学校の連携を図ります。

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり

具体的施策(1) 学校・家庭・地域の教育力の向上

子どもの確かな学力と豊かな育ちを支援するため、学校・家庭・地域が連携及び協力し、地域全体の教育力を高めます。

具体的施策(2) 放課後児童の居場所づくり

子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等の子どもの居場所づくりを推進します。

具体的施策(3) 生きる力を育てる機会の充実

子どもが主体的に「生きる力」を育むことができるよう、社会での体験や活動の機会の充実を図ります。

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進

具体的施策(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を行うため、関係機関との連携を図り体制を整備し、子どもの保護・支援・虐待再発防止策の充実を図ります。

具体的施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等のそれぞれの状況を把握し、生活や就業等の支援を行います。

具体的施策(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもや、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、子どもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。

基本目標5 地域で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり

具体的施策(1) 安全・安心なまちづくり

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、また、子ども自身が自分の身を守ることができるよう、地域全体で子どもを見守る環境や体制づくりを推進します。

具体的施策(2) 地域における子育て支援の充実

子どもが身近な地域の人々との関わり合いの中で成長できるよう、また、子育て家庭が孤立することのないよう、地域における子育て家庭支援サービス及び経済的支援の充実を図ります。

2 施策の体系

ライフ ステージ	基本目標	具体的施策
妊娠期 ↳ 乳幼児期 ↳ 学童期 ↳ 青少年期	1 子どもと親の確かな健康づくり	(1) 子どもと親の健康の確保・増進 (2) 食育・保健対策の充実
	2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援	(1) 多様な保育サービスの提供 (2) 幼児教育の充実
	3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり	(1) 学校・家庭・地域の教育力の向上 (2) 放課後児童の居場所づくり (3) 生きる力を育てる機会の充実
共通	4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障がい児施策の充実
	5 地域で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり	(1) 安全・安心なまちづくり (2) 地域における子育て支援の充実

第4章 具体的施策

※網掛けの事業は、地域子ども・子育て支援事業として、第5章に詳しく掲載しています。

基本目標1 子どもと親の確かな健康づくり

具体的施策(1) 子どもと親の健康の確保・増進

安心して妊娠・出産に臨み、子どもを健やかに育てていくことができるよう、各種健診や戸別訪問、相談等を実施し、子どもと親の健康の確保及び増進を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
1	妊婦健診事業	母子の健康を保ち、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診に対する補助を行う。	健診回数	健康増進課
2	乳児全戸訪問事業	保健師及び看護師が乳児家庭を訪問し、発育状況の確認、保護者の育児相談、子育て支援の情報提供等を行う。	全乳児に対する保健指導率	健康増進課
3	乳幼児健診の実施	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消を図る。	受診率	健康増進課
4	各種予防接種事業	予防接種法に基づき予防接種を実施し、乳幼児疾患の予防及び健全育成を図る。	接種率	健康増進課
5	休日・夜間の救急医療体制の確保	休日・夜間における急病患者のため、在宅当番医か休日夜間診療所のいずれかに小児科医を確保する。	確保日数	健康増進課
6	妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発・相談支援の充実	妊娠・出産・育児の期間を通じての母子の健康確保や、親の役割を理解し不安解消を図るため、教室の開催や相談支援等を行う。	実施回数	健康増進課
7	親子の心ふれあう機会の提供	乳児を対象としたブックスタート事業により、絵本を介して親子が心ふれあうひとときをもつ機会を提供する。	絵本配布率	図書館

具体的施策(2) 食育・保健対策の充実

成長段階に応じた「食育」の推進、肥満や生活習慣病の予防に取り組み、次代の親となる思春期の子どもが心身ともに健全に育つよう、保健対策の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
8	乳幼児やその親に対する食育の推進	乳幼児期の健全な成長発達、食習慣の形成、衛生習慣の確立や肥満・生活習慣病予防のため、教室や相談の機会を設け、食事の楽しさ、大切さについての啓発を行う。	実施回数	健康増進課

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
9	小・中学校における食育の推進	児童生徒が生涯にわたり、健全な食生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、栄養教諭や学校栄養職員を活用し、「食」や肥満防止に関する指導の推進を図る。	実施時間数 肥満児童生徒の割合	学校教育課
10	いのちを育む教育アドバイザー事業	医師が中学校を訪問して講演や指導を行い、生徒の性に関わる諸問題に対して適切に判断し対処できる資質や能力の育成を支援する。	実施校数	総合教育センター

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

具体的施策(1) 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
11	時間外（延長）保育事業	保育施設等で通常利用時間を延長して保育を行う。	利用者数	こども家庭課
12	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病その他の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合、短期間子どもを保護する。	利用日数	こども家庭課
13	一時預かり事業	幼稚園等で通常就園時間を超えて在園児を預かる（幼稚園型）ほか、家庭での保育が一時的に困難となった場合、保育施設等で子どもを預かる（一般型）。	利用日数	こども家庭課
14	病児・病後児保育事業	病気の回復期に至っていないが、症状が安定している子ども（病児）、及び病気の回復期にあるが、集団保育が困難な子ども（病後児）を保育する。	実施箇所数	こども家庭課
15	休日保育の実施	休日に保育が必要な子どもを保育する。	実施箇所数	こども家庭課
16	認可外保育施設助成事業	認可外保育施設に対し、子どもの健診費、保育材料費を助成する。	助成施設数	こども家庭課
17	第3子以降の保育料軽減	教育・保育施設を利用する第3子以降の子どもの保育料を軽減する。	補助人数	こども家庭課

具体的施策(2) 幼児教育の充実

幼児期の発達に応じた教育・保育が行われ、子どもが円滑に小学校へ入学できるよう、施設及び保護者への支援を行うとともに、教育・保育施設及び小学校の連携を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
18	幼稚園補助事業	幼児教育振興のため、幼稚園に対し教育備品購入費を補助する。	補助金支給率	学校教育課
19	幼稚園就園奨励事業	幼児教育振興のため、園児の保育料等の減免を行った幼稚園設置者に対し補助を行う。 (新制度へ移行しない園のみ)	補助人数	こども家庭課
20	幼保小連携推進事業	幼稚園・保育所・認定こども園・小学校が連携し、子どもの発達や教育内容について理解を深め、子どもの学びの連続性を図る。	実施校数	教育指導課

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり

具体的施策(1) 学校・家庭・地域の教育力の向上

子どもの確かな学力と豊かな育ちを支援するため、学校・家庭・地域が連携及び協力し、地域全体の教育力を高めます。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
21	小・中ジョイントスクール推進事業	各中学校区の小・中学校が連携し、「中1ギャップ」等の解消、学びと発達の連続性、確かな学力の保証を目指して、研修会の開催や情報交換等を行う。	実施校数	教育指導課
22	学校における相談体制の充実	学校における問題についての相談員を各校へ配置し、児童生徒や保護者に対する相談・カウンセリングを行うとともに、教員の研修等を支援する。	配置校数	教育指導課
23	心身の発達支援を必要とする子ども及びその家庭への総合的な支援	相談対応、不登校状態の子どもを対象とした適応指導教室などにより総合的・継続的な支援体制をこども支援センターに確立することにより、子どもと保護者への適切な支援と教育環境の充実に努める。	相談件数	こども支援センター (予定)
24	家庭の教育力充実事業	家庭教育に関する研修会や子育て・親育ち講座等を実施し、家庭における教育力の充実に努める。	実施回数	社会教育課
25	地域密着型教育推進事業	児童生徒の確かな学びと豊かな育ちに資することを目的として、地域住民及び保護者等の学校教育への参画を進める。	実施校数	教育指導課

具体的施策(2) 放課後児童の居場所づくり

子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、放課後等の子どもの居場所づくりを推進します。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
26	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が昼間家庭にいない児童に対し、支援員による指導のもとで安全な生活の場を提供する。	登録児童数	こども家庭課
27	放課後子ども教室推進事業	全ての児童に対し、地域住民の参画を得て学校等を活用し、放課後や週末等における体験活動や地域住民との交流活動を行う。	実施地区数	こども家庭課
28	放課後子ども総合プランの推進	(※) 下記参照		こども家庭課

(※)放課後子ども総合プランの推進

【概要】

次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進する目的で、平成26年7月に文部科学省と厚生労働省が連携して策定したものです。

【推進方策等】

放課後の過ごし方は児童にとって学校教育と同様に重要であることから、本市においても、放課後児童の多様なニーズに対応するため、同プランに基づき、上表に加え下表に掲げる事業を推進していきます。

項 目	推進方策等
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	2 箇所
放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	希望する小学校区を調査し、必要に応じて整備計画を策定する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、又は連携による実施に関する具体的な方策	連携型のプログラムを実施する場合は、安全に児童が移動できるよう支援員又はボランティア等が同行する。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	余裕教室の活用状況を定期的に調査し、可能な範囲で活用を推進する。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化を図る。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	地域の要望に応じて実施を推進する。

具体的施策(3) 生きる力を育てる機会の充実

子どもが主体的に「生きる力」を育むことができるよう、社会での体験や活動の機会の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
29	さわやか八戸グッジョブウィーク事業	中学校2年生を対象として、地域の事業所における3～5日間の職場体験活動を通して、望ましい勤労観及び職業観を育成する。	実施校数	教育指導課
30	読書に親しむ機会の充実	小学生を対象としたマイブック推進事業により、子どもが本に親しむ機会をつくり、子どもの読書活動の推進を図る。	ブッククーポン使用率	教育指導課
31	青少年の地域活動	中・高生がボランティア活動を通して地域社会の一員としての自覚を深め、健全な仲間づくりや障がいのある生徒との相互理解と仲間意識の形成を図る。	派遣行事数	教育指導課

基本目標4 支援が必要な子ども・家庭へのきめ細かな取組の推進

具体的施策(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防及び早期発見・早期対応を行うため、関係機関との連携を図り体制を整備し、子どもの保護・支援・虐待再発防止策の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
32	虐待等に対する関係機関の連携	児童虐待や家庭問題等に対し、連絡会等の実施により関係機関で情報交換を行うとともに、横断的な連携を図り早期発見・早期対応を行う。	実施回数	こども家庭課
33	家庭相談員による相談体制の充実	子どもの心身発達、子育ての不安、家族関係、集団生活等に関し、保護者や関係機関からの相談に応じる。	相談件数	こども家庭課
34	児童虐待防止の啓発活動	児童虐待防止の啓発活動を行い、特に11月の「児童虐待防止推進月間」において重点的に実施する。	こども家庭相談連絡会における検討件数	こども家庭課

具体的施策(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等が自立して生活することができるよう、ひとり親家庭等のそれぞれの状況を把握し、生活や就業等の支援を行います。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
35	女性相談員及び母子・父子自立支援員による相談体制の充実	配偶者からの暴力やひとり親家庭の社会生活の問題等について相談に応じ、自立・就労に必要な支援や情報提供を行う。	相談件数	こども家庭課
36	母子家庭等自立支援教育訓練助成事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が、自立就労に効果的と認められる講座等を受講した場合、受講料の一部を助成する。	助成件数	こども家庭課
37	高等技能訓練促進費助成事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成訓練の受講期間について促進費を助成する。	助成件数	こども家庭課
38	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭の福祉増進、子どもの健全な成長を図るため、手当支給や医療費助成等を行う。	支給人数 資格者数	こども家庭課
39	遺児等援護対策事業	遺児の健全な育成と福祉の増進を図るため、入学・卒業祝金や弔慰金の給付を行う。	給付件数	こども家庭課

具体的施策(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもや、様々な支援を必要とする家庭が安心して生活することができるよう、子どもの成長発達や教育ニーズに応じた支援施策の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
40	障がい児及びその家庭への適切な支援	関係機関との連携を図り、発達に応じた支援サービスや手当支給を行う。	利用者数 受給者数	障がい福祉課
41	軽・中程度障がい児保育事業	軽・中程度の障がい児を対象に、保育施設で集団保育を行い、子どもの成長発達が図られるよう支援する。	実施箇所数	こども家庭課
42	特別支援教育アシスト事業	特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に特別支援アシスタントを配置し、個々の教育的ニーズに応じた支援を行う。	学校の要望に対する配置率	こども支援センター (予定)

基本目標5 地域で子どもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり

具体的施策(1) 安全・安心なまちづくり

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないよう、また、子ども自身が自分の身を守ることができるよう、地域全体で子どもを見守る環境や体制づくりを推進します。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
43	交通安全・地域安全・防災教育の推進	子ども自身が交通事故や犯罪に遭わないよう、また、災害時に自らの命を守ることができるように、そして保護者や地域が子どもを守ることができるよう、教室の実施や広報活動を行う。	実施回数	防犯交通安全課 教育指導課
44	子どもの通学時の安全確保	新入学児童への安全帽配付及び交通災害共済掛金負担、小学校への通学路用ストップマーク配付等を行い、子どもの交通安全対策を図る。	小学生の交通事故発生件数	防犯交通安全課
45	防犯に係る関係機関との連携	警察や地域組織との連携を図り、情報収集や防犯活動の支援を行う。	犯罪発生件数	防犯交通安全課
46	少年相談センター活動	子どもを非行から守るため、街頭指導、少年指導員研修会、少年相談、社会環境調査、広報誌の発行を行う。	実施回数	教育指導課
47	安全・安心情報システム（ほっとスルメール）	災害や犯罪に強い安全な地域づくりを目的として、緊急情報をはじめ、気象、火災、防犯、交通安全、消費生活などに関する情報を、登録された市民の携帯電話・パソコンへ電子メールを配信する。	登録者数	防災危機管理課
48	市営住宅における優先入居	市営住宅への入居に際し、多子世帯、母子世帯、DV被害者世帯、障がい児のいる世帯等、居住の安定を図る必要がある世帯に対し、優先的な取扱いを行う。	入居設定割合	建築住宅課
49	児童館耐震化事業	子どもの生活の場である児童館の安全・安心を確保するため、旧耐震基準に基づいて建築された児童館の耐震化を図る。	実施箇所数	こども家庭課

具体的施策(2) 地域における子育て支援の充実

子どもが身近な地域の人々との関わり合いの中で成長できるよう、また、子育て家庭が孤立することのないよう、地域における子育て支援及び経済的支援の充実を図ります。

No.	事業・取組名	事業・取組の内容	指 標	担当課
50	地域子育て支援拠点事業	保育施設等において、地域の子育て家庭の交流促進や育児相談等を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る。	実施箇所数	こども家庭課
51	子育てつどいの広場	親子が集い交流する場の提供、子育てに関する相談、子育て情報の提供等を行う。	実施箇所数	こども家庭課
52	子育てサロン事業	公民館や児童館を会場に、各地域の実情に合わせて、子育ての悩みや情報を分かち合うサロンを開設する。	実施地区数	こども家庭課
53	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、支援したい人（提供会員）の相互間で育児援助を行う。	利用者数	こども家庭課
54	児童館運営事業	全ての子どもを対象とし、遊びや活動の場となるほか、子育て家庭への支援等、地域の活動拠点となる施設を運営する。	設置箇所数 利用者数	こども家庭課
55	児童館母親クラブ活動	児童館を拠点とし、親子及び世代間の交流、文化活動・児童養育に関する研修会活動、子どもの事故防止のための活動等を行い、子どもの健全育成を図る。	実施箇所数 登録者数	こども家庭課
56	仕事と家庭の両立に関する啓発事業	仕事と家庭の両立について、情報誌や事業者向けの広報誌等に掲載し、啓発を行う。	実施回数	市民連携推進課
57	乳幼児等医療費の助成	子どもの健康の保持及び増進と、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、中学生までの子どもを対象とし、保険診療の一部負担金を助成する。	資格者数	こども家庭課
58	児童手当	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学生までの子どもを養育している者に対し、手当支給を行う。	支給人数	こども家庭課
59	子育て情報整備事業	子育て情報の周知及び充実を図るため、子育て情報サイトの開設及びメールマガジンの配信を行う。	登録者数 閲覧件数	こども家庭課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

◆教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法において、教育・保育提供区域とは「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備し推進していくこととなります。

◆就学前児童の人口推計

(人)

年齢	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	1,677	1,638	1,592	1,557	1,521
1歳	1,759	1,711	1,672	1,625	1,590
2歳	1,814	1,779	1,731	1,692	1,645
3歳	1,966	1,827	1,792	1,744	1,705
4歳	1,882	1,961	1,822	1,787	1,739
5歳	1,842	1,886	1,965	1,826	1,791
計	10,940	10,802	10,574	10,231	9,991

◆教育・保育施設数及び定員数(平成26年4月1日現在)

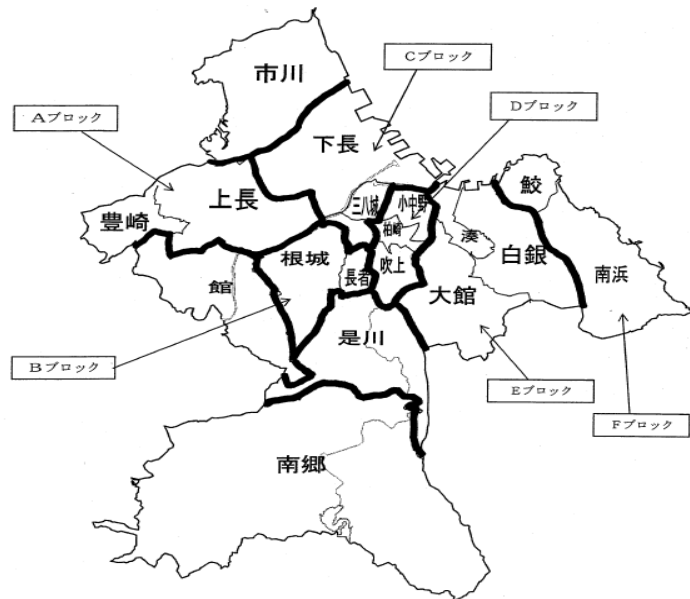
区分	施設数 (箇所)	定員数(人) ※認可又は認定された定員数	
		教育部分	保育部分
私立幼稚園	19	2,575	—
私立保育所	72	—	4,888
公立保育所	1	—	120
幼保連携型認定こども園	3	430	100
幼稚園型認定こども園	1	160	18
計	96	3,165	5,126

◆教育・保育施設、地域型保育事業の提供区域

支給認定区分	年齢	保育の必要性	施設・事業	提供区域
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園（教育部分）	市全域
2号認定	満3歳以上	あり	保育所、認定こども園（保育部分）	(※) 10地区
3号認定	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業	

(※) 10地区の提供区域

- A 豊崎・上長地区
- B 長者・根城地区
- C 三八城・下長地区
- D 小中野・柏崎・吹上地区
- E 白銀・湊・大館地区
- F 鮫・南浜地区
- 市川地区
- 館地区
- 是川地区
- 南郷地区



◆地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業	提供区域
1 時間外（延長）保育事業	(※) 10地区
2 放課後児童健全育成事業	小学校30校区
3 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
4 地域子育て支援事業	
5 一時預かり事業	
6 病児・病後児保育事業	
7 利用者支援事業	
8 妊婦健診事業	
9 乳児全戸訪問事業	
10 ファミリー・サポート・センター事業	

◇養育訪問事業等、実費徴収に伴う補足事業、多様な主体の参入促進事業

⇒現時点においては実施予定はありませんが、今後、必要に応じて実施することとします。

2 教育・保育の量の見込み及び確保方策

◆1号認定・2号認定(教育ニーズ)の量の見込み及び確保方策

(人)

市 全 体			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の 見込み	1号認定		1,302	1,299	1,277	1,226	1,198
	2号認定（教育二一ズ）		558	557	547	526	513
① 量の見込み 計			1,860	1,856	1,824	1,752	1,711
確保 方策	特定教育・ 保育施設	1号認定	704	823	823	823	823
		2号認定（教育二一ズ）	302	353	353	353	353
	確認を受けない幼稚園		1,380	1,210	1,210	1,210	1,210
② 確保方策 計			2,386	2,386	2,386	2,386	2,386
②－①			526	530	562	634	675

(人)

広域利用	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市外の子どもによる利用(量の見込み)	55	55	55	55	55

【確保方策の内容】

○市全体で提供体制に不足は生じない見込みとなっていることから、既存施設(保育施設から認定こども園への移行を予定している施設を含む)により確保します。

◆2号認定・3号認定の量の見込み及び確保方策

【市全体】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み		3,407	3,414	3,355	3,222	3,154
確保 方策	特定教育・保育施設	3,346	3,353	3,355	3,355	3,360
	認可外保育施設	85	85	85	85	85
② 確保方策 計		3,431	3,438	3,440	3,440	3,445
②－①		24	24	85	218	291

(人)

2号認定の広域利用	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市外の子どもによる利用(量の見込み)	42	42	42	42	42
市外の施設等を利用する子ども(確保方策)	13	13	13	13	13

(人)

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		3,035	2,195	840	2,965	2,144	821	2,890	2,088	802
確保 方策	特定教育・保育施設	2,780	2,032	748	2,773	2,029	744	2,771	2,028	743
	特定地域型保育事業	19	12	7	88	44	44	96	44	52
	認可外保育施設	91	51	40	91	51	40	83	51	32
② 確保方策 計		2,890	2,095	795	2,952	2,124	828	2,950	2,123	827
②－①		▲ 145	▲ 100	▲ 45	▲ 13	▲ 20	7	60	35	25

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		2,821	2,035	786	2,745	1,987	758
確保 方策	特定教育・保育施設	2,771	2,028	743	2,766	2,024	742
	特定地域型保育事業	96	44	52	96	44	52
	認可外保育施設	83	51	32	83	51	32
② 確保方策 計		2,950	2,123	827	2,945	2,119	826
②－①		129	88	41	200	132	68

※満3歳未満児の保育利用率(利用定員数／満3歳未満児の推計児童数)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育利用率	55.0%	57.5%	59.0%	60.5%	61.9%
満3歳未満児の利用定員数(人)	2,890	2,952	2,950	2,950	2,945
満3歳未満児の推計児童数(人)	5,250	5,128	4,995	4,874	4,756

(人)

3号認定の広域利用		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
市外の子どもによる利用 (量の見込み)		31	21	10	31	21	10	31	21	10
市外の施設を利用する子ども (確保方策)		12	8	4	12	8	4	12	8	4

3号認定の広域利用		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
市外の子どもによる利用 (量の見込み)		31	21	10	31	21	10
市外の施設を利用する子ども (確保方策)		12	8	4	12	8	4

【確保方策の内容】

- 市全体においては、既存施設の定員拡大、幼稚園から認定こども園への移行、地域型保育事業等の実施により、提供体制の確保を進めます。
- 提供区域ごとにおいては、年齢別又は施設単位で、定員超過や定員割れの状況が異なるため、実態に即した定員設定を図ります。

【A 豊崎・上長地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①	量の見込み	143	145	142	141	138
確保 方策	特定教育・保育施設	169	169	169	169	169
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②	確保方策 計	169	169	169	169	169
	②－①	26	24	27	28	31

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
①	量の見込み	133	96	37	131	94	37	131	94	37
確保 方策	特定教育・保育施設	131	91	40	131	91	40	131	91	40
	特定地域型保育事業	19	12	7	19	12	7	19	12	7
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	150	103	47	150	103	47	150	103	47
	②－①	17	7	10	19	9	10	19	9	10

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
①	量の見込み	131	94	37	131	94	37
確保 方策	特定教育・保育施設	131	91	40	131	91	40
	特定地域型保育事業	19	12	7	19	12	7
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	150	103	47	150	103	47
	②－①	19	9	10	21	9	12

【B 長者・根城地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①	量の見込み	768	789	749	721	689
確保 方策	特定教育・保育施設	739	739	739	739	739
	認可外保育施設	10	10	10	10	10
②	確保方策 計	749	749	749	749	749
	②－①	▲19	▲40	0	28	60

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
①	量の見込み	684	503	181	654	478	176	633	463	170
確保 方策	特定教育・保育施設	613	453	160	613	453	160	613	453	160
	特定地域型保育事業	0	0	0	15	10	5	15	10	5
	認可外保育施設	5	0	5	5	0	5	5	0	5
	計	618	453	165	633	463	170	633	463	170
	②－①	▲66	▲50	▲16	▲21	▲15	▲6	0	0	0

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
①	量の見込み	613	448	165	593	433	160
確保 方策	特定教育・保育施設	613	453	160	613	453	160
	特定地域型保育事業	15	10	5	15	10	5
	認可外保育施設	5	0	5	5	0	5
	計	633	463	170	633	463	170
	②－①	20	15	5	40	30	10

【C 三八城・下長地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保 方策	① 量の見込み	502	502	489	481	485
	特定教育・保育施設	479	479	479	479	479
	認可外保育施設	10	10	10	10	10
② 確保方策 計		489	489	489	489	489
②－①		▲13	▲13	0	8	4

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
確保 方策	① 量の見込み	443	321	122	448	326	122	444	323	121
	特定教育・保育施設	416	317	99	416	317	99	416	317	99
	特定地域型保育事業	0	0	0	19	0	19	19	0	19
	認可外保育施設	10	6	4	10	6	4	10	6	4
② 確保方策 計		426	323	103	445	323	122	445	323	122
②－①		▲17	2	▲19	▲3	▲3	0	1	0	1

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
確保 方策	① 量の見込み	442	321	121	439	319	120
	特定教育・保育施設	416	317	99	416	317	99
	特定地域型保育事業	19	0	19	19	0	19
	認可外保育施設	10	6	4	10	6	4
② 確保方策 計		445	323	122	445	323	122
②－①		3	2	1	6	4	2

【D 小中野・柏崎・吹上地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保 方策	① 量の見込み	603	613	621	600	593
	特定教育・保育施設	579	579	579	579	579
	認可外保育施設	20	20	20	20	20
② 確保方策 計		599	599	599	599	599
②－①		▲4	▲14	▲22	▲1	6

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
確保 方策	① 量の見込み	542	391	151	534	385	149	524	378	146
	特定教育・保育施設	485	356	129	485	356	129	485	356	129
	特定地域型保育事業	0	0	0	15	9	6	15	9	6
	認可外保育施設	20	10	10	20	10	10	20	10	10
② 確保方策 計		505	366	139	520	375	145	520	375	145
②－①		▲37	▲25	▲12	▲14	▲10	▲4	▲4	▲3	▲1

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
確保 方策	① 量の見込み	517	372	145	509	366	143
	特定教育・保育施設	485	356	129	485	356	129
	特定地域型保育事業	15	9	6	15	9	6
	認可外保育施設	20	10	10	20	10	10
② 確保方策 計		520	375	145	520	375	145
②－①		3	3	0	11	9	2

【E 白銀・湊・大館地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み		919	885	878	829	801
確保 方策	特定教育・保育施設	833	833	833	833	833
	認可外保育施設	45	45	45	45	45
② 確保方策 計		878	878	878	878	878
②－①		▲41	▲7	0	49	77

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		801	587	214	773	567	206	747	548	199
確保 方策	特定教育・保育施設	676	503	173	676	503	173	676	503	173
	特定地域型保育事業	0	0	0	15	10	5	23	10	13
	認可外保育施設	56	35	21	56	35	21	48	35	13
	計	732	538	194	747	548	199	747	548	199
②－①		▲69	▲49	▲20	▲26	▲19	▲7	0	0	0

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		722	529	193	696	512	184
確保 方策	特定教育・保育施設	676	503	173	676	503	173
	特定地域型保育事業	23	10	13	23	10	13
	認可外保育施設	48	35	13	48	35	13
	計	747	548	199	747	548	199
②－①		25	19	6	51	36	15

【F 鮫・南浜地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み		80	80	77	73	71
確保 方策	特定教育・保育施設	123	123	123	123	123
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
② 確保方策 計		123	123	123	123	123
②－①		43	43	46	50	52

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		81	55	26	79	53	26	76	51	25
確保 方策	特定教育・保育施設	83	55	28	83	55	28	83	55	28
	特定地域型保育事業	0	0	0	5	3	2	5	3	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	83	55	28	88	58	30	88	58	30
②－①		2	0	2	9	5	4	12	7	5

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		73	49	24	69	47	22
確保 方策	特定教育・保育施設	83	55	28	83	55	28
	特定地域型保育事業	5	3	2	5	3	2
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	88	58	30	88	58	30
②－①		15	9	6	19	11	8

【市川地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み		174	183	178	177	169
確保 方策	特定教育・保育施設	217	217	217	217	217
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
② 確保方策 計		217	217	217	217	217
②－①		43	34	39	40	48

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		163	110	53	155	103	52	152	100	52
確保 方策	特定教育・保育施設	173	115	58	173	115	58	173	115	58
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	173	115	58	173	115	58	173	115	58
②－①		10	5	5	18	12	6	21	15	6

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		150	99	51	147	98	49
確保 方策	特定教育・保育施設	173	115	58	173	115	58
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	173	115	58	173	115	58
②－①		23	16	7	26	17	9

【館地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み		76	73	69	63	62
確保 方策	特定教育・保育施設	70	70	70	70	70
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
② 確保方策 計		70	70	70	70	70
②－①		▲6	▲3	1	7	8

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		56	41	15	52	38	14	52	38	14
確保 方策	特定教育・保育施設	60	42	18	60	42	18	60	42	18
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	60	42	18	60	42	18	60	42	18
②－①		4	1	3	8	4	4	8	4	4

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		48	35	13	45	33	12
確保 方策	特定教育・保育施設	60	42	18	60	42	18
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	60	42	18	60	42	18
②－①		12	7	5	15	9	6

【是川地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み		78	79	79	71	74
確保 方策	特定教育・保育施設	72	79	72	72	72
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
② 確保方策 計		72	79	79	79	79
②－①		▲6	0	0	8	5

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		82	56	26	84	60	24	78	54	24
確保 方策	特定教育・保育施設	88	60	28	81	57	24	81	57	24
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	88	60	28	81	57	24	81	57	24
②－①		6	4	2	▲3	▲3	0	3	3	0

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		75	51	24	70	50	20
確保 方策	特定教育・保育施設	81	57	24	81	57	24
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	81	57	24	81	57	24
②－①		6	6	0	11	7	4

【南郷地区】

(人)

2号認定		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み		64	65	73	66	72
確保 方策	特定教育・保育施設	65	65	67	67	72
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
② 確保方策 計		65	65	67	67	72
②－①		1	0	▲6	1	0

3号認定		27年度			28年度			29年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		50	35	15	55	40	15	53	39	14
確保 方策	特定教育・保育施設	55	40	15	55	40	15	53	39	14
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	55	40	15	55	40	15	53	39	14
②－①		5	5	0	0	0	0	0	0	0

3号認定		30年度			31年度		
		計	1,2歳	0歳	計	1,2歳	0歳
① 量の見込み		50	37	13	48	35	13
確保 方策	特定教育・保育施設	53	39	14	48	35	13
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
	計	53	39	14	48	35	13
②－①		3	2	1	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 時間外(延長)保育事業

【事業内容】 保育施設等で通常利用時間を延長して保育を行います。

【確保方策】 既存施設により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

(人)

量の見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
A 豊崎・上長地区	152	152	150	149	147
B 長者・根城地区	799	791	757	731	704
C 三八城・下長地区	526	527	517	512	513
D 小中野・柏崎・吹上地区	632	631	629	614	607
E 白銀・湊・大館地区	947	910	892	851	822
F 鮫・南浜地区	89	87	84	80	77
市川地区	185	185	181	179	173
館地区	73	69	67	62	59
是川地区	87	89	86	80	78
南郷地区	63	66	70	65	67
量の見込み	3,553	3,507	3,433	3,323	3,247
確保方策	3,553	3,507	3,433	3,323	3,247

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】 保護者が昼間家庭にいない児童に対し、支援員による指導のもとで安全な生活の場を提供します。

【確保方策】 既存の放課後児童クラブにより提供体制が確保されており、引き続き実施します。

(人)

量の見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	量の見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	量の見込み	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
城下	25	25	26	26	26	根城	73	74	75	75	76	三条	40	40	41	41	41
凶南	85	86	87	87	88	白山台	31	31	31	32	32	西園	51	52	52	53	53
中居林	22	22	22	23	23	江南	32	33	33	33	33	明治	34	35	35	35	36
柏崎	68	69	70	70	72	田面木	46	47	47	48	48	桔梗野	56	56	57	57	58
青潮	69	70	71	71	73	下長	37	37	37	38	38	轟木	15	15	15	15	15
白銀	15	15	15	15	15	城北	161	163	164	166	167	多賀	21	22	22	22	22
白鷗	12	12	12	12	12	高館	29	30	30	30	30	多賀台	26	27	27	27	27
白銀南	26	27	27	28	27	根岸	39	40	40	41	41	新井田	40	40	41	41	41
町畑	31	32	32	32	33	日計ヶ丘	29	30	30	30	30	旭ヶ丘	54	55	56	56	56
美保野	8	8	8	8	8	是川	52	53	53	54	54	南郷	43	44	44	44	45

	27年度			28年度			29年度			30年度			31年度		
	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年	計	低学年	高学年
量の見込み	1,270	1,080	190	1,290	1,099	191	1,300	1,105	195	1,310	1,113	197	1,320	1,122	198
確保方策 (登録児童数)	1,736	1,480	256	1,736	1,480	256	1,736	1,480	256	1,736	1,480	256	1,736	1,480	256

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】 保護者の疾病その他の理由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合、短期間子どもを保護します。

【確保方策】 既存の「児童養護施設浩浩学園」により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人日	67	66	65	63	62
確保方策	人日	67	67	67	67	67

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】 地域の子育て家庭の交流促進や育児相談等を実施します。

【確保方策】 既存の保育所及び「こどもはっち」等により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (年)	人回	65,597	64,744	63,384	61,356	59,945
量の見込み (月)	人回	5,466	5,395	5,282	5,113	4,995
確保方策	箇所	16	16	16	16	16

(5) 一時預かり事業

【事業内容】 幼稚園等で通常就園時間を超えて在園児を預かる(幼稚園型)ほか、家庭での保育が一時的に困難となった場合、保育施設等で子どもを預かります(一般型)。

【確保方策】 既存の幼稚園・保育施設等により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

(5)ー1 一時預かり事業(幼稚園型)(1号認定の一時的な利用)

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人日	30,571	30,510	29,991	28,821	28,158
確保方策	人日	30,571	30,510	29,991	28,821	28,158

※確保方策には幼稚園で行う預かり保育を含みます。

(5)ー2 一時預かり事業(幼稚園型)(2号認定相当の定期的な利用)

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人日	69,454	69,315	68,137	65,480	63,974
確保方策	人日	69,454	69,315	68,137	65,480	63,974

※確保方策には幼稚園で行う預かり保育を含みます。

(5)ー3 一時預かり事業(一般型)

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人日	14,301	14,115	13,819	13,377	13,069
確保方策	人日	14,301	14,115	13,819	13,377	13,069

(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】 病気の回復期に至っていないが症状が安定している子ども(病児)、及び病気の回復期にあるが集団保育が困難な子ども(病後児)を保育します。

【確保方策】 既存施設により提供体制が確保されており、引き続き実施します。

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人日	2,777	2,927	3,077	3,277	3,377
確保方策	人日	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
	箇所	5	5	5	5	5

(7) 利用者支援事業

【事業内容】 多岐にわたる子育て支援事業から、最適な事業を利用者につなぐ支援を行います。

【確保方策】 市庁こども家庭課窓口での提供体制により確保されており、引き続き実施します。

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

(8) 妊婦健診事業

【事業内容】 母子の健康を保ち、妊婦が安心して出産できるよう、妊婦健診に対する補助を行います。

【回数】 単胎：14回 多胎：7回追加

【確保方策】 妊娠の届出があった市民を対象として、引き続き実施します。

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人	1,860	1,808	1,769	1,727	1,703
確保方策	人回	26,040	25,312	24,766	24,178	23,842

(9) 乳児全戸訪問事業

【事業内容】 保健師及び看護師が乳児家庭を訪問し、発育状況の確認、保護者の育児相談、子育て支援の情報提供等を行います。

【確保方策】 市内全ての出生児の家庭を対象として、引き続き実施します。

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人	1,691	1,644	1,608	1,570	1,534
確保方策	実施	事業実施				

(10) ファミリー・サポート・センター事業(就学児)

【事業内容】 育児の援助を受けたい人(依頼会員)と、支援したい人(提供会員)の相互間で育児援助を行います。

【確保方策】 現状の提供体制により確保されており、引き続き実施します。

	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人日	343	333	329	331	326
確保方策	人日	343	343	343	343	343

4 教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ、地域の子育て支援を行う施設であり、保護者の就労状況等に関わらず利用できることから、今後利用ニーズが高まることが考えられます。

当市においては、子ども・子育て支援新制度の趣旨を踏まえ、認定こども園の普及にあたり、幼稚園・保育所等の既存施設からの移行支援に努めます。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、子どもの発達段階に応じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を安定して提供することは、子どもの健やかな発達を保障するうえで、重要な役割を担っていると考えられます。

当市においては、在宅の子育て家庭を含む全ての子どもに対し、健やかな育ちを保障するため、発達段階に応じた切れ目のない子育て支援の充実を図り、教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、行政の各関係者が相互に連携及び協働した取組を推進します。

(3) 幼保小連携の推進方策

子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校がともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いに理解を深め共有することが大切です。

当市では全ての小学校において「幼保小連携推進事業」を実施しており、今後も就学前教育の一層の充実と、小学校生活への円滑な移行を図るための取組を推進します。

第6章 計画の推進体制

◆計画の点検及び評価

- 計画の実現に向けては、毎年度、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。
- 計画の実施状況や評価については、八戸市子ども・子育て会議条例による附属機関として設置した「八戸市子ども・子育て会議」で審議を行います。
- 会議の委員は、学識経験者、子育て支援に関する事業従事者、子どもの保護者等で構成されています。

◆実施状況の公表

- 実施状況の点検及び評価の結果については、市ホームページなどを活用して公表し、市民及び関係機関等への周知を図ります。

◆関係機関等との連携

- 計画の基本理念の実現には、家庭、教育・保育施設、地域、企業、行政など、それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組んでいきます。
- 八戸市健康福祉審議会と相互に情報提供等を行い、他の健康福祉施策との一体的な推進を図ります。

付属資料

◆八戸市子ども・子育て会議 委員一覧

任期：平成25年7月29日～平成28年7月28日

(平成27年3月現在)

区 分	氏 名
学識経験者	◎ 坂 本 美 洋
	○ 関 川 幸 子
	前 澤 時 廣
事業従事者	伊 藤 恵 子
	山 西 幸 子
	椛 沢 早 苗
	田 頭 初 美
	田 中 正 子
	出 貝 倫 子
	松 井 敬 子
	阿 部 弘 子
子どもの保護者	小 向 龍 悦
	小笠原 光 佑
	荒 谷 美由紀
公募	瀧 澤 志 穂
	長 澤 勇
関係行政機関職員	中川原 泰 彦

◎：会長 ○：副会長

◆第2期八戸市次世代育成支援行動計画 策定の経過

年 月 日	内 容
平成25年7月1日	八戸市子ども・子育て会議設置
平成25年10月1日	平成25年度第3回 八戸市子ども・子育て会議 (八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査の実施について)
平成25年11月1日～11月16日	八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査実施 (5,000人へ送付)
平成26年3月19日	平成25年度第4回 八戸市子ども・子育て会議 (八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について) (教育・保育提供区域の設定について)
平成26年6月17日	平成26年度第2回 八戸市子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について)
平成26年7月14日	平成26年度第3回 八戸市子ども・子育て会議 (子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について)
平成26年9月30日	平成26年度第5回 八戸市子ども・子育て会議 (八戸市子ども・子育て支援事業計画に定める「確保方策」(案) について)
平成26年11月18日	平成26年度第7回 八戸市子ども・子育て会議 (八戸市次世代育成支援行動計画(仮称)の構成(案)について)
平成27年1月21日	平成26年度第8回 八戸市子ども・子育て会議 (仮称)第2期八戸市次世代育成支援行動計画(案)について)
平成27年1月23日～2月10日	パブリックコメント実施
平成27年2月23日	平成26年度第9回 八戸市子ども・子育て会議 (第2期八戸市次世代育成支援行動計画(最終案)について)

八戸市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(職務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について調査審議し、その結果を答申する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 公募に応じた者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき子ども・子育て会議の会長の職務は、市長が行う。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(配慮事項)

第9条 子ども・子育て会議は、その運営に当たっては、八戸市健康福祉審議会（八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）第32条第1項に規定する八戸市健康福祉審議会をいう。）と相互に資料を提供する等、健康福祉施策（同条例第2条第5号に規定する健康福祉施策をいう。）との一体的な推進が図られるよう配慮しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「健康福祉審議会の委員」を

「健康福祉審議会の委員

子ども・子育て会議の委員」に改める。

(八戸市健康と福祉のまちづくり条例の一部改正)

- 4 八戸市健康と福祉のまちづくり条例（平成19年八戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「計画」の次に「（八戸市子ども・子育て会議条例（平成25年八戸市条例第31号）第2条に規定する八戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の職務に係る計画を除く。）」を加える。

第32条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 審議会は、その運営に当たっては、子ども・子育て会議と相互に資料を提供する等、健康福祉施策の円滑な推進が図られるよう配慮しなければならない。

第2期八戸市次世代育成支援行動計画

八 戸 市

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話 0178-43-2111（代表）

市ホームページ <http://www.city.hachinohe.aomori.jp>

編集 福祉部こども家庭課